

様式第6号（第17条）

会 議 録

会 議 の 名 称		2 0 2 5 年 第 7 回 春日部市農業委員会総会			
開 催 日 時		令和 7 年 7 月 2 5 日（金）	開 会	午後 3 時 00 分	
			閉 会	午後 4 時 18 分	
開 催 場 所		春日部市役所本庁舎 2 階 2 0 1 ～ 2 0 3 会議室			
議 長 氏 名		会長 市川 大倫			
出 席 者	農 業 委 員	（ 出席人数：1 9 人 ）			
		1	川鍋 浩之	1 0	岡田 實
		2	飯島 優子	1 1	新井 久義
		3	齋藤 昭雄	1 2	加藤 富夫
		4	山崎 勇喜	1 3	池上 茂
		5	中山 雅博	1 4	森本 恒平
		6	岡本 勉	1 5	森住 武雄
		7	石山 法男	1 6	萩原 勝
		8	石川 勝也	1 7	伊藤 弘子
		9	水口 健二	1 8	石塚 郁志
	（ 欠席人数：なし ）				
	事 務 局	（ 出席人数：4 人 ）			
		農業委員会事務局次長 溝口 通明		農地振興担当主幹 三浦 邦明	
		農地振興担当主査 西 真輝		農地振興担当 主任 金子 昌行	
議 事 参 与	（ 出席人数：2 人 ）				
	農業振興課長 浜村 三博		開発調整課開発審査担当主幹 村田 彰		
次第及び公開、一部 公開、非公開の区分		日程 1 農地法第 3 条（委員会）：公開			
		日程 2 農地法第 4 条（知事）：公開			
		日程 3 農地法第 5 条（知事）：公開			
		日程 4 租税特別措置法適格者証明：公開			
		日程 5 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について			

	：公開	
一部公開・非公開の場合はその理由	☐ 要綱第3条第1号該当： ☐ 要綱第3条第2号該当： ☐ 要綱第3条第3号該当： ☐ 要綱第3条第4号該当：	
配 布 資 料	次第、総会資料	
会議録の作成方法	☐ 録音テープ等を使用した全文記録	
	☒ 録音テープ等を使用した要点記録	
	☐ 要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	5	中山 雅博
	6	岡本 勉
	7	石山 法男

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	ただ今から２０２５年第７回総会を開会いたします。 在任委員１９名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第６条の規定により総会は成立いたします。 また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、浜村三博課長、都市整備部開発調整課、村田彰主幹が出席しております。
議長	次に、運営委員会について伊藤委員長より報告がございます。
委員長	本日午後２時００分から運営委員会を開催いたしました。 会議の内容ですが、議題として （１）農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について その他として （１）農業委員会 情報交換会 について （２）農委だより第４１号 について の３項目についての協議と、その他、意見交換を行いました。
議長	ありがとうございました。
議長	本日の議題は、 日程１ 議案第１号「農地法第３条（委員会）」１議案１件 日程２ 議案第２号「農地法第４条（知事）」１議案１件 日程３ 議案第３号「農地法第５条（知事）」１議案７件 日程４ 議案第４号「租税特別措置法適格者証明」１議案４件 日程５ 議案第５号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」１議案１件 合計５議案となります。
議長	次に、会議規則第３５条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号５番中山雅博委員、６番岡本勉委員、７番石山法男委員を指名いたします。
議長	議事に入る前に申し上げます。会議規則第２５条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。 次に、事前審査の日程及び事前審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。

議長	それでは、議事にはいります。日程 1、議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」を議題といたします。申請番号 3 2 番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 1 頁をご覧ください。議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」について許可申請が 1 件ありましたので、審議を求めます。 申請番号 3 2 番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。
議長	おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 （なしの声あり）
議長	異議なしと認めます。はじめに、申請番号 3 2 番について、担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます。
推進委員	第 3 地区推進委員の横川です。申請番号 3 2 番について報告いたします。令和 7 年 7 月 1 0 日午前 9 時 1 5 分より、水口農業委員、岡田農業委員、石井推進委員と私の 4 名で、申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、申請地には稲が作付けされており、保有農地については稲の作付けされているところと雑草地となっている農地を確認いたしました。しかし、雑草地となっている農地については違反性の低い状況で容認できる範囲内と判断したことにより問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 5 番中山雅博委員より申請番号 3 2 番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号 5 番中山雅博です。申請番号 3 2 番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により許可、と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。

議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。申請番号32番を事前審査委員の報告のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。
議長	起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条（委員会）」申請番号32番を事前審査委員の報告のとおり許可、と決定いたしました。
議長	次に、日程2、議案第2号「農地法第4条（知事）」を議題といたします。申請番号9番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書2頁をご覧ください。議案第2号「農地法第4条（知事）」について許可申請が1件ありましたので、審議を求めます。 申請番号9番、詳細は議案書のとおり。申請理由は排水管点検柵の設置です。令和5年10月16日付けにて農地法第5条転用許可を受けた特別養護老人ホームからの排水管理設に伴い、点検柵を設置する必要性が生じたため申請したものです。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障無い旨の意見書が添付されています。資金計画については、自己資金で金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。以上でございます。
議長	次に、申請番号9番について、担当地区の関根栄推進委員より意見を求めます。
推進委員	第2地区推進委員関根栄です。申請番号9番について報告いたします。令和7年7月11日に、市川農業委員会会長、石川農業委員、岩本推進委員及び関根の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。その結果、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号5番中山雅博委員より申請番号9番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号5番中山雅博です。申請番号9番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。申請地及び保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。事前審査における現地調査を実施したところ、問題は

	無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 9 番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 2 号「農地法第 4 条 (知事)」申請番号 9 番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。
議長	次に、日程 3、議案第 3 号「農地法第 5 条 (知事)」を議題といたします。申請番号 3 2 番から 3 8 番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 3 頁をご覧ください。議案第 3 号「農地法第 5 条 (知事)」について許可申請が 7 件ありましたので、審議を求めます。 はじめに、申請番号 3 2 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は駐車場の設置です。申請地近隣にある既存の倉庫には従業員及び来客用駐車場が 1 0 台分ありますが、不足していること、また配送車の待機場所が無いので設置を計画したものです。駐車場には社用車 1 台、従業員用 2 台、パート用 1 4 台、来客用 5 台の計 2 2 台を駐車する計画で、今まで使用していた既存倉庫内の駐車場は配送車の待機場所及び転回スペースとして使用する計画です。案内図は 5 頁、詳細図は 6 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障無い旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置として土留めフェンスを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は水管、下水道管又はガス管のうち二種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね五百メートル以内に二以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設

が存する農地であり、第3種農地と考えます。

次に、申請番号33番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に排水する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号34番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請人は自転車店を営んでおり、転用計画は倉庫の設置です。現在、市内米島に店舗を構えていますが、部品類を置く倉庫が無く、入荷に時間がかかり、即修理等の対応ができないため、店舗近くに部品類を置く倉庫を設置する計画です。申請人は現在、病気療養のため1か月ほど休業しておりますが、体調が戻り次第、営業を再開するとのことです。なお、倉庫の設置については約1年前から計画していたとのことです。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済です。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置として単管パイプ柵を設置します。雨水は砕石敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号35番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は建築資材の販売施工及び廃棄物の処理・収集業を営んでおり、転用計画は資材置場の設置です。現在、幸手市に資材置場を所有し、ユンボ2台、ダンプ、トラック計4台や残土を置いていますが、春日部市内及び越谷市内の受注が多いことから市内に資材置場の設置を計画したものです。なお、今までの資材置場は引き続き使用する、とのことです。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済です。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は硬質プラ板敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関

発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号36番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。この案件は農地改良工事で、2025年第5回総会において、当時の申請者3名のうち、2名が保有農地が駐車場や通路として利用しており、不適切な状態であることから、不許可相当と意見を付けて県に送付した案件です。その後、県が審査を進めて行く中で、申請者から令和7年6月23日付けで取下げ願いの提出があり、同年7月3日付けで県の受理があり、申請が取下げられたものです。その後、問題のあった申請人2名のうち1名が保有農地の改善に応じ、元々問題の無かった1名と合わせて2名で、再度、農地改良の申請を行ったものです。転用計画は農地改良工事で、申請地6筆のうち、水田の3筆は周辺の圃場整備が進んでおらず、地形上、機械による一体的な耕作が難しいことから、農地改良を行い、畑とする計画とのことです。残る畑地の3筆は先ほど説明した隣接地の水田のかさ上げにより、申請地との間に地盤の段差が生じ、機械による一体的な耕作が難しいことから、最低限のかさ上げを行う計画とのことです。工事内容は現在の表土を耕作土として使用するため、建設発生土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのことです。案内図は13頁、詳細図は14頁、15頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。農地改良後はキャベツを作付ける計画です。工事期間は許可日から6か月間です。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号37番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は建設業を営んでおり、転用計画は資材置場の設置です。現在、申請地の隣地4筆を借用し、資材置場と従業員用駐車場として使用していますが、資材の増加により重機等の駐車スペースが狭くなっていること、また現在使用している資材置場4筆のうち、1筆の返還を求められたことから新たに資材置場の設置を計画したものです。申請地には社用車、重機等の外、砕石、砂や単管などを置く計画です。なお、今までの資材置場のうち3筆は引き続き使用する、とのことです。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5

	条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。 次に、議案書5頁、申請番号38番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は下水本管に区域外放流する計画ですが、市の制限行為許可書が添付されておらず、現在代理人に提出を求めているところです。資金計画については自己資金及び金融機関からの融資で、自己資金については預金通帳の写し、融資については金融機関発行の住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち二種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね五百メートル以内に二以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地であり、第3種農地と考えます。
議長	次に、申請番号36番、38番について、担当地区の大塚一男推進委員より意見を求めます。
推進委員	第2地区推進委員の大塚です。申請番号36番について申し上げます。令和7年7月11日に、川鍋農業委員、加藤農業委員、小川推進委員及び私の合計4名で申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として意見を述べ、報告とします。 次に、申請番号38番についてご報告いたします。調査日時、人員等は先ほど申し上げたとおりです。申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。はじめに、議席番号5番中山雅博委員より申請番号32番から34番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号5番中山雅博です。申請番号32番から34番について一括して

	事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	次に、議席番号6番岡本勉委員より申請番号35番から38番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号6番岡本勉です。はじめに、申請番号35番について報告します。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号36番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号37番について報告します。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号38番について報告します。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。しかしながら事務局の説明にもありましたとおり、申請書に添付すべき排水にかかる市の制限行為許可書の提出がありません。以上のことから、埼玉県審査にあたっては、転用後の土地利用における排水設備についてきちんと確認することを条件とし、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	はい、議長、発言を求めます。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号10番の岡田です。申請番号37番についてお尋ねします。この

	案件では譲渡人は農地を手放していますが、先ほど議決をいただいております議案第1号「農地法第3条（委員会）」申請番号32番では、この37番の譲渡人が、今度は譲受人となり、農地を取得しております。このように経営農地の拡大として農地取得を申請しながら、一方では農地を手放す、ということについて、事務局の考えをお伺いしたいと思います。
議長	事務局、回答をお願いします。
事務局	岡田委員の質問にお答えいたします。今回、第3条の譲受人及び第5条の譲渡人に同じ申請人の名前が出ておりますが、各申請につきましては個別に取り扱わせていただき、申請の理由や転用の必要性を検討し、審議をしていきたいと考えております。このことについては法的にも問題はないと考えております。
委員	はい、議長、発言を求めます。
議長	岡田委員。発言を許します。
委員	個別に取り扱うとのことですが、農地を一方では譲受し、一方では譲渡するというのはよい印象はないのではないかと考えています。これは回答の必要はありません。
議長	ほかに発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし）
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。申請番号38番について、事前審査委員より「許可相当とし、ただし条件を付す必要がある」と報告がありました。よって、はじめに申請番号38番、次に申請番号32番から37番を別々に審議することに異議ございませんか。 （なしの声あり）
議長	異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号38番を「許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付する」ことに賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）

議長	起立全員です。よって、議案第3号「農地法第5条（知事）」申請番号38番を事前審査委員の報告のとおり「許可相当とし、ただし意見書に条件を付して」県知事に送付いたします。
議長	次に申請番号32番から37番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
事務局	起立全員です。よって、議案第3号「農地法第5条（知事）」申請番号32番から37番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。また、申請番号37番については農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議の意見を付した上で県知事に送付いたします。
議長	次に、日程4、議案第4号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。申請番号15番から18番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書6頁をご覧ください。議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」申請が4件ありましたので審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。 はじめに、議案書6頁、申請番号15番、詳細は議案書のとおり。案内図は21頁から22頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は60日です。 次に、議案書6頁から9頁、申請番号16番と17番は共有持ち分の案件なので併せて説明いたします。詳細は議案書のとおり。案内図は23頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請番号17番の申請者が経営主で年間従事日数は300日です。 次に、議案書10頁、申請番号18番、詳細は議案書のとおり。案内図は24頁から27頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の

	制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。申請者が経営主で年間従事日数は250日です。
議長	次に、申請番号15番について、担当地区の齋藤昇推進委員より意見を求めます。
推進委員	第4地区推進委員齋藤昇です。申請番号15番について報告いたします。令和7年7月9日に、伊藤職務代理、岡本農業委員、森住農業委員、石山農業委員、横井推進委員、上原推進委員、金子推進委員及び齋藤の8名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、申請番号16番、17番について担当地区の大塚一男推進委員より意見を求めます。
推進委員	第2地区推進委員の大塚です。申請番号16番及び17番について一括してご報告させていただきます。令和7年7月11日、川鍋農業委員、加藤農業委員、小川推進委員及び私の4名で、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等の現地調査等を実施したところ、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから、問題なしとして意見を述べ、報告とさせていただきます。
議長	次に、申請番号18番について、担当地区の田口宏推進委員より意見を求めます。
推進委員	第1地区推進委員の田口宏です。申請番号18番について報告いたします。令和7年7月14日に、新井農業委員、中山農業委員、森本農業委員、野村推進委員、事務局職員1名及び田口の6名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号9番水口健二委員より申請番号15番から18番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号9番水口健二です。申請番号15番から18番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。

	担当推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により証明する、とすることと決しました。以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号15番から18番を、事前審査委員の報告のとおり証明する、ことに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第4号「租税特別措置法適格者証明」申請番号15番から18番を事前審査委員の報告のとおり証明する、ことと決定しました。
議長	次に、日程5議案第5号、「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書12頁をご覧ください。議案第5号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」ご説明いたします。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので、審議を求めるものです。6月25日に農業委員に説明し、7月8日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。次に、議案書15頁をご覧ください。先月ご説明した農用地利用集積等促進計画（案）の一部、計画番号53番から56番について取り下げがありましたが、その他の計画番号については農業委員の皆様からの意見は無く、問題無いものと考えております。よって、議案書13頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号、「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を原案のとおり決定

	することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。
議長	次に 日程 6 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」 日程 7 報告第 2 号「農地法第 4 条（届出）」 日程 8 報告第 3 号「農地法第 5 条（届出）」 日程 9 報告第 4 号「農地法第 18 条（通知）」 日程 10 報告第 5 号「違反転用事案報告について」につきましては、議案書の 20 頁から 32 頁にお示しのとおりです。
議長	次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。
議長	次に、その他でございますが、何かありますか。
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。
議長	本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。
議長	以上をもちまして、2025 年第 7 回総会を閉会いたします。 閉会（午後 4 時 18 分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和7年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会 長 _____

農業委員 5 番 _____

農業委員 6 番 _____

農業委員 7 番 _____